

近親間虐待への法的対応

— 日英制度比較 —

橋 爪 幸 代

目 次

- 1 はじめに
- 2 児童虐待への法的対応
- 3 女性に対する暴力
- 4 結びにかえて

1 はじめに

近親間虐待とは、主に家庭内において生じる虐待や暴力、ネグレクトのことをいい、ここには適切な監護等がなされないネグレクトも含まれる。近年、日本では近親間での虐待について、個別法が制定されている。児童に対する虐待への対応として、2000年に児童虐待の防止に関する法律（以下、「児虐法」という。）が、2001年に女性に対する虐待¹⁾への対応として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV法」という。）が、高齢者に対する虐待への対応としては、2005年に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が相次いで制定された。障害者に対する虐待についても、成立しなかったものの2009年に障害者虐待防止法案が議員立法として衆議院に提出されていた。

一方、イギリス²⁾においては、虐待対応のための個別法は制定されていず、より広範な法が、虐待に対応する制度として置かれている。まず、児童については、1989年児童法（Children Act 1989）を中心に、様々な保

近親間虐待への法的対応

護措置がある。さらに、2004年児童法（Children Act 2004）が、1989年児童法を補填し、児童の保護のための組織的体制を整えるものために整備されている。児童法は、児童虐待に特化した法律ではなく、児童福祉全般に関する法律であるが、イギリスにおいても児童虐待については、他の被虐待者と比べて、様々な保護措置が設けられており、特別な配慮がなされているといえよう。次に、女性に対する暴力については、1996年家族法（Family Law 1996）、1997年ハラスメント防止法（Protection from Harassment Act 1997）、2004年DV、犯罪及び被害者法（Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004、以下「2004年DV法」という。）等による保護措置がある。1996年家族法における虐待禁止命令と占有命令、1997年ハラスメント防止法における接近禁止命令等、2004年DV、犯罪及び被害者法におけるDVに対する刑事規定等である。高齢者虐待と障害者虐待については、個別法はなく、特に高齢者や障害者について、虐待からの保護を中心とした立法はなされていないが、法に規定される類型にあてはまる場合には、女性に対する暴力に関わる様々な保護措置を規定している各法の対象となりうる。なお、児童についても、児童のための法があるが、女性に対する暴力に関わる様々な保護措置の対象ともなりうる点では同じである。

本稿では、特にイギリスにおける児童と女性に対する虐待の法的な対応を中心に検討する。高齢者や障害者に対する虐待の法的な対応については、今後の課題としたい。

2 児童虐待への法的対応

(1) 児童虐待の定義

日本では、児童法において、保護の対象となる児童を18歳未満の者、虐待者について保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童

を現に監護する者をいう。)と規定されている(児童虐待法2条)。これに対し、イギリスでは虐待に特化した個別法がないため、虐待の被害者としての児童や加害者について、明確な規定はない。ただし、実際に児童の保護において大きな役割を果たしている1989年児童法では、対象となる児童を18歳未満の者とされており、地方当局は親責任(parental responsibility)を有する者に対して様々な措置を取ることのできるという規定が置かれている。さらに、2004年DV法も児童を保護の対象としているので、同法に規定される加害者も虐待者に含まれる。

また、児童虐待に関する定義について、日本では児童虐待法において「保護者がその監護する児童について行う行為をいう」とした上で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待について規定されているが(児童虐待法2条)、イギリスでは、明確に児童虐待を定義づけた規定はなく、1989年児童法において調査の必要が生じるような「重大な害を受け又は受けるおそれがあるか」という基準(児童法47条)、と児童に福祉ニーズがあるかどうか(児童法17条)という基準が規定されている。ただし、政府の出している法定ガイドライン(Working Together to Safeguard Children)には、虐待(身体的、心理的、性的虐待)とネグレクトに関して記載されている。なお、2004年児童法では、児童に危害をもたらす行為として、新たにDVが加えられた。

(2) 予防・早期発見

日本では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定され、国及び地方公共団体の施策への協力が求められている。また、学校及び児童福祉施設は、予防のための教育や啓発に努めることが求めら

近親間虐待への法的対応

れている（児虐法5条）。

また、児童福祉法（以下、「児福法」という。）の改正により、2009年4月から乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業の実施が努力義務とされた（児福法21条の9）³⁾。乳児家庭全戸訪問事業とは、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう（児福法6条の2第4項）。乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインによると、対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則としている。訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘するとされている。この訪問により、要支援児童等を把握したときには、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援がなされる。養育支援訪問事業とは、養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいい（児福法6条の2第5項）、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して実施され、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることを目的としている。地域子育て支援拠点事業は、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう（児福法6条の2第6項）。2009年度において、乳児家庭全戸訪問事業の全国平均実施率は84.1%、養育支援訪問事業の全国平均実施率は55.4%となっており、地域子育て支援拠点は、1中学校区当たり0.52か所設置されている⁴⁾。これらは、必ずしも身近な地域に行き渡っているとは言えず、今後さらなる事業の普及・推進が課題とされている。

イギリスでは、2003年に出された緑書「どの子どもも大切」(Every Child Matters)に基づき、子育てを支援するものとして、シュア・スタート子どもセンター(Sure Start Children's Centre、以下「子どもセンター」という。)の創設が進められた。子どもセンターは、5歳以下の児童及びその家族にサービスを提供する拠点となる組織である。子どもセンターは、早期教育や保育が統合されたサービスの他、子育ての助言や保育サービス・専門家の情報提供などの子育て支援、ヘルスビジターの訪問による保健サービス、地域のジョブセンターと連携した親の就労支援などを提供する。このような様々なサービスが児童虐待の早期発見や予防につながっているものと考えられる。

(3) 通告・通報義務

日本では、児福法において「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と規定されている(児福法25条)。さらに、児虐法において、特に児童虐待ケースについて「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに」通告しなければならないと規定されている。2004年の児虐法及び児福法の改正により、通告先として市町村が加えられ、市町村と児相とか二層構造で対応する仕組みとなった。また、相談しやすくするために、2008年10月1日より、全国共通の番号によって管轄の児童相談所(以下、「児相」という。)に電話を転送する「児童相談所全国共通ダイヤル」が開始された。ただし、通告義務を果たさなかった場合の罰則規定は設けられていない。

一方、イギリスにおいては、通告に関し、「専門家たちが虐待の疑いを諸機関に強制的に報告することが法で定められているわけではない⁵⁾。この点に関し、「イギリスでは、児童虐待が注目され始めた1960年代当時、

既に、地方当局による体系的な児童福祉サービスと、児童虐待防止活動に長年関わってきた NSPCC（全国児童虐待防止協会）が存在しており、そのような全国的な児童福祉機関を持っていなかったアメリカと比較すると、「通告を義務づける法律を制定する必要性が低かったためである」との指摘がある⁶⁾。ただし、政府の法定ガイドラインにおいて、専門職は虐待の通告を地方当局にしなければならないと記載されている。

通告義務に関して、法に規定があるか否かの差異はあるが、発見者が通告義務を果たさなかった際に、罰則が科せられない点では共通している。そこで、問題となるのは、児童虐待を発見し、通告した上で専門機関の介入が求められるにも関わらず、通告がなされなかったために対応が遅れたようなケースである。たとえば、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によると、死亡事例において児相が関与していた事例は、「心中以外の事例で構成割合をみると第1次報告で50.0%、第2次報告で29.2%、第3次報告で19.6%、第4次報告で23.1%、第5次報告で20.5%と推移しており、第6次は10.9%だった。虐待による死亡事例において児相が関与していた事例の割合は減少傾向にあるといえる」とされている⁷⁾。通告がなされないことによって、虐待の発見が遅れ、児相の関与にまで至っていない可能性もあると考えられるが、児相の関与に至らなかった理由は定かではない。また、同報告書によると、児童が通っていた保育所や幼稚園では、虐待の状態を重く受け止めており、病院から通告があったにもかかわらず、児相が虐待と判断していなかった事例も紹介されており、通告がなされても児相の関与につなげられていない場合もあるものと思われる。今後、さらに通告に至らない事例について、その原因や対応について検討する必要がある。

(4) 立入調査

日本では、児相等関係機関の関与がありながら児童虐待により児童の命

が失われる事例が発生したという状況を受け、2008年に、児童虐待法及び児童福祉法の改正がなされ、児童の安全確認等のための立入調査が強化された。まず、従来、児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものと改められた(児童虐待法8条)。ここでは、①保護者への出頭要求をし、要求に応じない場合には、立入調査その他の必要な措置を講ずること(児童虐待法8条の2)、②保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合には、再出頭要求をすることができること(児童虐待法9条の2)、③これらに応じない場合には、裁判官が予め発する許可状により、児相の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができること(児童虐待法9条の3～10条の6)、④必要があれば、警察署長の援助を求めることができることが規定された(児童虐待法10条)。また、正当な理由なく立入調査を拒否した者に対する罰金の額も、30万円以下から50万円以下に引き上げられた(児童福祉法61条の5)。2009年度における出頭要求等の実施状況は、出頭要求が21ケース、再出頭要求が2ケース、臨検・捜索が1ケースとなっている⁸⁾。このように立入調査に関する権限が強化されているが、2010年、児相に通告があり、家庭訪問が重ねられていたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま、二人の幼児が死亡するという事件が発生した。これを受け、児童の安全確認を徹底するよう通達が出された⁹⁾。

一方、イギリスでは、児童虐待ケースに関し、児童法47条に基づき地方当局が法的な調査義務を負っている。1989年児童法によりNSPCCも調査権限を有しているが、地方当局が中心的な役割を果たしており、NSPCCは地方当局の代理であることが強調されているようである¹⁰⁾。犯罪捜査の一環としては、警察が調査義務を負う場合もある。地方当局のソーシャルワーカーは、収集した情報に基づいて最初のアセスメントを行う。調査の過程で、調査の拒絶があった場合には、緊急保護命令、アセスメント命令(43条)、ケア命令又は監督命令を申し立てることができる。

なお、緊急保護命令下でなされる医学的・精神医学的診察又はその他のアセスメントについて、児童が与えられた情報について判断をする十分な理解力を有しているときには、その診察又はその他のアセスメントを拒むことができるとの規定がある（1989年児童法44条7項）。

(5) 保護

日本では、児童を保護する必要がある場合、児相の長が親権者等の同意を得た上で、児福法27条1項3号に基づく措置を採ることとされている¹¹⁾。その上で、当該規定の措置を採る必要があるにも関わらず親権者等の同意を得ることができない場合には、同法28条1項により、家庭裁判所（以下、「家裁」という。）の承認を得て、必要な措置を採ることができる¹²⁾とされている（以下、「28条承認」という）。保護に関しては、児相が中心的な役割を担い、当該児童及びその家庭の状況に応じて児童福祉施設や里親への委託がなされ、家裁は、親権者等の同意が得られない場合にのみ関与する。承認に際しては、多くの場合、児相が措置の種別を特定することが多いが、種別を特定せずに広範に承認を求めた場合には、家裁が何らかの措置の種別を特定する場合がある¹²⁾。

イギリスでも、児童保護のコアの業務は、児童サービス局（Children's Services Authority）によって実施される。従来、成人に対する福祉に関する業務を行っていた社会サービス局（Social Service Department）が児童保護に関する業務も実施していたが、児童サービス局が設置され、「児童に関わるサービスについて総合的に担当する部局長（Director of children's service）とそれを実行する担当主任（Lead member for children's service）を置くことが規定された（2004年児童法17条、18条）。地方当局は、ケアの必要な児童に対して、サービスの提供や保護を実施するほか、必要がある場合には、ケア命令や監督命令等の裁判所命令を裁判所に求める権限が付与されている。なお、これらの権限は、民間の機関で

ある NSPCC にも付与されている。イギリスにおいては、ケアを受ける児童のほとんどが里親に委託されており、里親家庭での保護が適切でない場合に児童ホーム等の施設への入所が採られる。

1 緊急的な保護

日本において、児相の長は必要があると認めるときに、一時保護を採ることができ、期間は原則として2ヶ月以内とされている。一時保護を採るか否かは、行政機関である児相の裁量に委ねられており、裁判所の関与は必要とされていない。一時保護は、行政処分であるため、これに対して不服がある場合には、親権者等は、児相の長に対して、一時保護の取り消しを求める不服申立てをすることができる。

一方イギリスでは、緊急的な保護が必要な場合、大きく2種類の方法がある。まず、警察によって採られる警察保護 (Police Protection) がある。これは、特に緊急性の高い場合に、警察によって採られる措置である。それ以外の場合は、一時的な保護であっても、裁判所の命令を必要とする。これを緊急保護命令という (1989年児童法44条、45条)。緊急保護命令が出されると、申立人は、児童を8日間安全な場所に移動することが認められる。この期間は、さらに7日間延長することができる。申立人には、地方当局 (1989年児童法44条1項b号) や NSPCC (1989年児童法44条1項c号) の他、児童に滞在先を提供する者も申し立てることができる (1989年児童法1項a号)。これらに対し、親権者等や当該児童は、命令が出されてから72時間以内に当該命令の取り消しを申し立てることができる。

2 継続的保護

日本では、親権者の同意の下で、在宅で指導等がなされる場合と、児童の状況に応じて、児福法27条1項3号に基づき、児童福祉施設への入所

近親間虐待への法的対応

や里親委託がなされる場合（以下、「児福法 27 条 1 項 3 号措置」という）、家裁の承認を得て保護される場合とに大きく分けることができる。家裁の承認を必要とするのは、児福法 27 条 1 項 3 号措置を採る場合に、親権者等の同意を得られない場合である。ただし、同意を得て児福法 27 条 1 項 3 号措置を採っている場合に、親権者等がその同意を翻し、児童の引き取りを求めたようなとき、児童を家庭に戻すことが適切でないと判断されれば、一時保護への切り替えとともに、家裁の承認を求める手続きが採ることもできる。

家裁の承認の有無による違いとしては、児虐法上、当該児童と親権者等との面会・通信に関する制限において生じる。児福法 27 条 1 項 3 号措置の下では、児相の長及び、施設入所の場合には施設の長は、必要に応じて当該児童と虐待を行った保護者との間の面会及び通信を制限することができる（児虐法 12 条）。さらに、28 条承認の下では、6 ヶ月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができ、これは期間の更新も可能である（児虐法 12 条の 4）。さらに、この命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 円以下の罰金に処される（児虐法 17 条）。

イギリスにおいて、児童の保護のために利用される命令としては、主に監督命令（Supervision Order）とケア命令（Care Order）とがある。これらは、任意の援助では児童を保護できないと判断された場合、地方当局等が裁判所に対し申し立てる。これらの申し立ては、適切なケアがなされていない場合に、児童が重大な害を負っている、またはそのおそれがある場合になされる。監督命令は、当該児童を地方当局のソーシャルワーカー、又は保護観察官の監督下に置く命令である（1989 年児童法 35 条）。監督

命令に基づき、監督官 (supervisor) は、助言、援助を与えると共に、児童に寄り添って監督する。ケア命令は、児童を地方当局のケアの下に置く命令で、里親委託や施設入所等が行われる (1989年児童法33条)。ただし、ケア命令の下で在宅でのケアも可能である。ケア命令により、親責任 (parental responsibility) は、地方当局との間で共有されることとなる。ケア命令の下でも、地方当局は、児童と①親、②後見人、③ケア命令が出される前に、居所命令が出されている場合に、居所命令による権利を有している者、④ケア命令が出される前に、高等裁判所の権限で出された命令により児童のケアに当たっていた者との適切な交流について、できるだけ配慮しなければならない (1989年児童法34条)。ただし、裁判所の命令によって制限をすることができる。

また、後述する1996年家族法の占有命令について、児童が独自に申し立てることができるようになったのを受け、1989年児童法が改正され、虐待している親を住居から排除することができるようになった。

ところで、1989年児童法では、「子の福祉」を尊重するために、ケア命令などの保護の命令について、裁判所が判断する際にも、児童の要求や意思を考慮しなければならないことが規定されている。裁判所は、「(子の年齢と理解力にてらして考慮された) 当該児童の確かめうる希望と感情」を考慮することとされている (1989年児童法1条3項)。さらに、より一般的なものとして、2004年児童法において、児童に関わるすべての分野における代弁人として、子どもコミッショナー (Children's Commissioner) が設置された (2004年児童法第1部)。

3 女性に対する暴力

(1) ドメスティック・バイオレンスの定義

ドメスティック・バイオレンス (以下、「DV」という。) について、日

本では2001年に配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）が施行された。DVは、広義には、児童への虐待や高齢者への虐待など、家庭内で生じうる様々な暴力を含むが、DV防止法では、あくまで「配偶者からの暴力」を対象としているため、その対象はきわめて限定的である。同法の対象となるのは、現在、法律上の婚姻関係、事実上の婚姻関係にある者、過去に婚姻関係にあった者である（DV防止法1条）¹³⁾。なお、この規定上、事実上の婚姻関係にある者に同性カップルが含まれるか否かは明らかではないが、同性カップルを事実上の婚姻関係にあると判断し保護命令が出されたケースがあるという¹⁴⁾。

暴力については、身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうとされている（DV防止法1条1項）。児童法と比較すると、抽象的な表現となっているが、内閣府のパンフレットには、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれるとされている¹⁵⁾。

イギリスでは、DV関連法のうち1996年家族法（Family Law Act 1996）においては、法の対象となる者として、①配偶者又は元配偶者又は事実婚関係（civil partnership）、②同居人又は元同居人、③同一世帯として暮らしている者又は暮らしていた者（被雇用者、賃借人、下宿人及び寄宿人を除く）、④親族（広く定義され、甥姪も含まれる。）、⑤婚約者（1996年家族法44条に、そのような同意に関する規定がある）、⑥長期間（significant duration）に渡って、親密な関係にある、又はあった者、⑦児童の場合には、当該児童の親責任を有する者、⑧同一の家事関連訴訟の当事者が規定されている（1996年家族法62条）。また、2004年DV、犯罪及び被害者法（Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004、以下「2004年DV法」という。）においては、①配偶者又は元配偶者、②同居人又は元同居人、③同一世帯として暮らしている者又は暮らしていた者（被雇用者、賃借人、下宿人及び寄宿人を除く）、④親族、⑤婚約者、⑥当

該児童の親又は親責任を有する者、⑦養子縁組の当事者、⑧同一の家事関連訴訟の当事者とされており、ここには同性カップル及び非同居カップルも含まれると規定されている（2004年DV法1条）。

DVの定義については、現在のところ、イギリス全体に適用される単一のもの、存在しない。ただ、一般に「DVとは、親密な関係または家族関係にある（あった）成人間、つまり、ほとんどの場合、性的関係のある（あった）男女間の暴力だとみなされている」¹⁶⁾。そして、「高齢者虐待や児童虐待など家庭内で起こる他の暴行と区別するためにDVという表現が使われている」¹⁷⁾。法制度上は、特に虐待の種類について規定されていないが、ウィメンズ・エイド（Women's Aid）などの女性に対する暴力からの保護団体は、身体的虐待、性的虐待、精神的虐待をその類型として挙げている。

(2) 通告・通報義務

日本では、配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと規定されている（DV法6条1項）。特に、医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができると規定され、守秘義務に関する規定が、この通報を妨げるものではないとされている（同条2、3項）。ただし、児童虐待の場合と異なり、被害者の「意思を尊重するよう努めるもの」とされている。

イギリスでは、DVに関しても、特に通報義務に関する法規定はない。ただ、民間団体のウィメンズ・エイドが、Refugeと共同で、24時間いつでも電話相談に応じるヘルプラインを運営している。ヘルプラインの運営及びオンライン照会システムの立ち上げにおいて、政府から補助金を受け

近親間虐待への法的対応

ている。このヘルプラインは女性や児童の安全を守るためのものであり、ここから様々な相談につなげられる。

(3) 保護

1 保護命令

日本では、DV防止法により、裁判所による保護命令制度が規定された。保護命令には、被害者の身辺へのつきまとい、住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く）、勤務先の徘徊を6ヶ月間禁止する接近禁止命令と加害者に対して、被害者と共に生活していた住居から2ヶ月間退去を命じる退去命令の2種類がある（DV防止法10条1項）。加害者が命令に違反した場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するとされている（DV防止法29条）。

イギリスでは、1996年家族法において、関係者に対する虐待の禁止又は関連児童に対する虐待の禁止を命ずる虐待禁止命令（Non-molestation orders、1996年家族法42条）と、パートナー又は関係者に住居から立ち去る又は住居への接近を禁ずる占有命令（Occupation orders、1996年家族法33条～41条）とがある。占有命令は、6ヶ月以内の命令を出すことができ、その後、6ヶ月の延長を繰り返すことができる。また、1997年ハラスメント防止法より、ハラスメントからの保護のための民事差止命令（1996年家族法の適用外の人も対象となる）及び、新たに創設された「刑事的ハラスメント」と「暴力の恐れを与える犯罪」という二つの刑事犯罪の制止命令が出され、これにより接近を禁止することもできる。さらに、2004年DV法の制定により、虐待禁止命令に違反した場合には、刑事罰を科すことができるようになった。

2 避難所・住宅保障

日本では、DV防止法上、一時保護先として、配偶者暴力相談支援セン

ター（DV防止法3条3項3号）、婦人保護施設（DV防止法5条）、民間委託施設（DV防止法3条5項）が規定されている。配偶者暴力相談支援センターとは、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための様々な援助を行う施設であり、一時保護も行っている。婦人相談所は、売春防止法34条により、各都道府県に1つ設置されることされている施設である。従来、売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設であったが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる中で配偶者間の暴力に関しても配偶者暴力防止法成立前から相談・保護に取り組んできた。そのような流れを受け、DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設として位置づけられた。婦人保護施設も、売春防止法36条に基づき、都道府県や社会福祉法人などが設置している施設である。これも従来は、売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であったが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。

その他、児福法38条に規定される母子生活支援施設は、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言を行う等の支援を行っている。

イギリスでは、ウィメンズ・エイドが、身体的、精神的、性的暴力を受けた女性や児童の支援において、中心的な団体であるが、「緊急に一時避難する場所を提供」している。国や地方自治体の補助金のみならず、住宅供給協会等の助成金や寄付によって運営されている¹⁸⁾。しかし、資金不足は、常に問題となっており、「DV専門の避難所はすべて収容人数の数倍もの女性が入所待ちの状態である」という¹⁹⁾。

また、2002年ホームレス法（Homelessness Act 2002）において、特に

近親間虐待への法的対応

暴力経験者へのセーフティネットが大幅に強化された。2002年ホームレス法により、地方自治体は、「必要性の高い人」（他の人からの暴力や暴力をふるわれるかもしれないという恐れから住む場所を失った人などを含む多数の脆弱性の高い人）のために、安全で適切な住宅を提供する責務が課されている。

4 結びにかえて

本稿では、近親間虐待のうち、特に児童と女性への虐待・暴力への法的対応について検討した。日本とイギリスとを比較とすると、日本が新たに虐待問題に特化した個別法を制定して対応しているのに対し、イギリスでは一般法の強化をすすめながら対応しているようにみえる。このような傾向は、イギリスのみならず、アイルランド、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、フランスなどのヨーロッパ諸国でも同様であり²⁰⁾、むしろ日本のような個別の虐待防止法の制定による対応は珍しいといえよう。確かに、日本では個別の虐待防止法を制定したことによって、近親間の虐待や暴力に介入し保護する制度が明確になった部分や新しく創設された部分がある。たとえば、児童の保護について、従来からある児福法28条の規定はあり、親権者等の同意が得られない場合でも、必要があれば、親権者等と分離し、児福法27条1項3号の措置をとることは可能であったし、そのような規定の趣旨から、親権者等と当該児童との面会や通信についても、制限できると解釈することもできたであろう。しかし、児虐法により、さらにつきまといや徘徊の禁止を命ずることが可能となり、その命令に違反した場合には罰することができるようになった。このような規定を設けることは、児福法上でもできなかったわけではなかろうが、児虐法の制定及び見直しにより、制度整備が進んだ側面があることは否めない。

一方、法規定の整備が必ずしも運用上の整備に結びつくとはいえない部

分もある。たとえば、通告についてみると、日本では従来から児福法上、児童虐待に関する一般的な通告義務が規定されており、児虐法より、よりその義務が強化され、さらに特に通告義務を有する専門家が例示されるようになった。児相への相談件数は上昇傾向にあるが、依然として児相が関与せずに虐待によって児童が死亡する事例も多く、通告に結びついていないと思われるケースもある。イギリスでは、通告に関する法規定はなく、ガイドラインによって児童に関わる専門機関、専門職種に通告を義務づけているのみであるが、児童に関連する機関や業務に関わる者の間に、通告義務が強く求められており、研修が徹底されている。通告義務が適切に履行されなかった場合には、過失を問われ損害賠償が請求されたり、所属する専門組織より資格を剥奪されたりする場合がある²¹⁾。日本でも、法定された通告義務の履行を求めるためには、児童に関わる各種専門家が通告できるような環境を整えることも必要といえよう。

ところで、先にも述べたように、日英両国とも、近親間の虐待の中でも、児童については特別の規定を有している。確かに、発達途上にある児童と判断能力もあり、支援があれば、自力で生活する可能性もある成人とは異なり、特に保護する必要性が高いといえる²²⁾。ただ、成人であっても、近親間で虐待を受けるリスクの高い者は、自力でその虐待関係から抜け出すことが困難な状況にある場合も多い。また、児童のいる家庭において、成人間で虐待・暴力関係が生じている場合には、そのこと自体が当該児童に影響を及ぼすことも少なくない。近親間における虐待は、相互に関連している場合もあるが、虐待対象を特定しすぎると、かえって家庭全体の問題を見失うことにもなりかねない。個別法を制定して虐待問題に対応している日本も、個々の問題への対応のみならず、関連機関相互の連携を高め、広い視野から問題に対応することが重要になるとと思われる。

註

- 1) DVは、女性に対するものと限らないが、配偶者間における暴力は、女性に対するものが多いことから、本稿では、論点を明確にするため、あえて「女性に対する暴力」とする。
- 2) 本稿におけるイギリスとは、イングランド及びウェールズをいうものとする。
- 3) 2008年改正児福法については、橋爪幸代「児童福祉法の一部を改正する法律—子育て支援」ジュリ1374号32-38頁を参照のこと。
- 4) 雇用均等・児童家庭局総務課「平成21年度『乳児家庭全戸訪問事業』及び『養育支援訪問事業』都道府県別実施状況」（平成21年7月1日現在）。
- 5) マーガレット・リンチ「イングランドにおける児童保護」古橋エツ子編『家族の変容と暴力の国際比較』（明石書店、2007年）186頁。
- 6) 峯本耕治『子どもを虐待から守る制度と介入手法』（明石書店、2001年）89頁、許末恵「親子」川井健編『講座・現代家族法 第三巻』（日本評論社、1992年）292頁、Stark, ‘The Battered Child-Does Britain Need Reporting Law’, Public Law [1969] p. 48.
- 7) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告）」（2010年7月）8頁。
- 8) 厚生労働省「平成21年度において実施された出頭要求等について（別添2）」。
- 9) 「児童の安全確認の徹底について（平成22年8月2日雇児総発0802第1号）」。さらに、「児童の安全確認の徹底に係る調査について（平成22年8月10日雇児総発0810第1号）」が出され、その実施状況に係る調査を依頼し、「児童の安全確認の対応について（平成22年8月18日雇児総発0818第1号）」において、「児童相談所運営指針について」（平成22年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）の第3章の第3節で示されている、「子どもを直接目視することを基本とする」こと及び通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとなっており、現在、「各自治体が定めて

いる48時間以内の所定時間内」において、児童を直接目視することを確実に実施することが重要であることが確認された。

- 10) 桐野由美子編著『子どもの虐待防止とNGO 国際比較調査研究』(明石書店、2005年)165頁、178頁。
- 11) 児福法27条1項3号では、都道府県が採ると規定されているが、同法32条1項により児相の長に委任されている場合が多い。
- 12) 最近では、岡山家審平成15年5月8日・家月56巻1号128頁が、児童福祉施設への承認申立てに対し、乳児院・児童養護施設の複数施設を特定して承認した。その他、大阪家審平成19年8月21日・家月60巻7号79頁は、知的障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設又は児童自立支援施設という複数種類の入所承認申立てに対し、知的障害児施設への入所のみを承認している。
- 13) 「過去に婚姻関係にあった者」が含まれるとしたのは、「配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの」が被害者に含まれているからであるが、一定の制限があることに留意が必要である。
- 14) 日経新聞2010年8月31日夕刊によると、被害者保護のため詳細は明らかにされていないが、2007年に西日本の地裁が出したとされている。
- 15) 内閣府男女共同参画局「STOP THE 暴力(平成21年度改訂版)(日本語版)」4頁。
- 16) ジル・ヘイグ、エレン・マロス著、堤かなめ監訳『ドメスティック・バイオレンス イギリスの反DV運動と社会政策』(明石書店、2009年)21頁。
- 17) ジル・ヘイグ・前掲注16、23頁。
- 18) 戒能民江「イギリスにおけるドメスティック・バイオレンスと法」『ドメスティック・バイオレンス』(信山社、2002年)46頁。
- 19) 前掲注16、97頁。
- 20) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)「虐待防止法の総合的研究—国際比較と学際領域のアプローチを軸に」における国際比較研究における検討も参考としている。国際比較研究によると、日本と同じように個別の虐待防止法を明確に制定している国はみられていない。
- 21) 本補助金により実施したイギリスでのヒアリングによると、各専門職種

近親間虐待への法的対応

に設けられている研修の中に、児童虐待の通告に関するプログラムが組み入れられており、通告が各専門家にとって義務であり、その義務を懈怠し、虐待により児童が死亡した場合には、自らが責任を問われることを認識し、それが迅速な通告に結びついているようであった。そこでは、常に、守秘義務や親との関係も重要であると共に、何より、児童の安全が最優先であることが前提とされており、それが各機関、専門職の責務であるとの主張が至るところで聞かれた。また、それを確保するために、教育機関、医療機関など、特に直接、児童に接することの多い機関には、一定の研修を受けた者が、各事例において、児童虐待に対応する者として指名されるということであった。なお、本稿では、今回のイギリスでのリサーチ結果が十分に反映されていない。別稿にて、改めて検討したい。

- 22) その他、児童の場合は、親権者という、当該児童について第一次的な責任を有すると共に、監護に関わる権利を有する者がいるという点も大きな特徴といえよう。